

行政書士白熱講義 2017 レジюме 民法第1回

【科目別ガイダンス】

- 本試験：択一9問×4点＝36点 記述2問（2問×20点）＝40点 計76点
- 新傾向：長文化 少し複雑な事例問題 難易度はまちまちだが、以前のように超難問は少なくなった
- 対策：条文は全部理解する必要はない（でも一度は読む）。最重要＞重要＞その他
数学と似ている（要件・効果は暗記→事例にどうあてはめていくか）
一度に深く理解しようとしなくて、絵を徐々に描くように何回も繰り返して理解する。

【第1章 民法の基本原則】

- 今日の条文は1～24条←講義で扱ったものにはマークし、それ以外の条文も読んで下さい！
- 総則→各論（パンデクテンシステム（方式） 財産法と家族法（身分法）
- 民法の三大原則：①所有権絶対の原則 ②私的自治の原則（≒契約自由の原則） ③過失責任の原則
（④権利能力平等の原則）

【第2章 民法総則】

- 法律要件→法律効果（これをしっかり覚えることが民法を得意になる第一歩）
- 1条：1項→公共の福祉の原則 2項→信義誠実の原則（信義則）→派生原則として・・・
- ①禁反言の法理（自らの行為と矛盾した態度をとることは許されない Ex 109条（代理権授与の表見代理）
- ②クリーンハンズの原則（法を自ら尊重する者のみが法の尊重を要求できる）Ex 708条（不法原因給付）
- 3項→権利濫用の禁止 ↓大審院
□A 宇奈月温泉事件（大判大 10.10.5）引湯管が一部他人の土地を通っている土地を買い受け、不当に過大な料金を払わないことを理由に除去を請求しても、権利の濫用にあたり認められない。
- 4種類の能力（け・い・せ・こ）[2007-35] [2012-27]

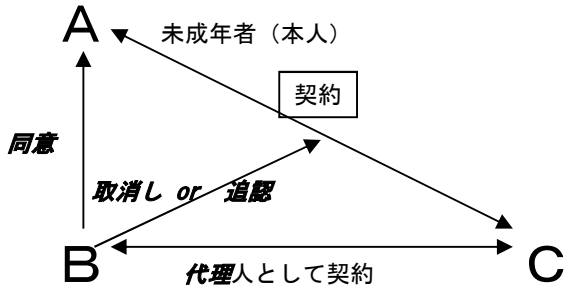
	意義	適格	制限能力者の行為の効果
権利能力	私法上の権利義務の主体となる資格	自然人・法人	権利義務が帰属しない
意思能力	行為の結果を弁識できる能力	7～10歳	無効
責任能力	不法行為の面で自己の行為の責任を弁識する能力	11～12歳	不法行為責任を負わない
行為能力	単独で確定的に有効な法律行為をなし得る能力	原則：成人	取り消すことが可能

- 権利能力：自然人→始期（出生 全部露出説） 終期（死亡）
- 胎児には権利能力はない：胎児は認知の訴えを提起することはできない。母による代理も不可
- 例外的に胎児がすでに生まれたものとみなされる場合：
①不法行為に基づく損害賠償請求権（721条） ②相続（886条） ③遺贈を受けること（965条）
- ▽無事に生まれると相続の開始や不法行為のときにさかのぼって権利能力を取得する（**停止条件説**）
①母が胎児を代理して加害者と和解することはできない（Later）
②母が相続放棄しても胎児が放棄したことにはならない（Later）

○同時死亡の推定（32条の2）：「みなす」と「推定する」→本来異なるものを法律上同一と認定すること。
「みなす」は反証を許さない

○制限行為能力者：未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人 【意義】本人保護、相手方保護

○法定代理人の権限（ここでは未成年者の例ですが、他の制限行為能力者も同様に考えることができます）



法定代理人

相手方

○5条1項但書（単に権利を得、または義務を免れる行為）の例：負担のない贈与、債務の免除

cf. 貸金債権の弁済を受領することは同意が必要（∵元本の消滅）

○5条3項：前段の例→学費のためのお金 後段の例→お小遣い

○753条（成年擬制）：たとえ未成年中に離婚しても消滅しない（∵すぐに成年になる）

あくまで私法上のみ（契約が単独で可能）選挙や喫煙は不可 ※擬制（漢字注意）→「みなす」

○未成年後見人→複数でも法人でも可能に（平成23年改正で842条削除 840条2項3項追加）

○成年後見人、保佐人、補助人はもともと、複数も法人も可（843ⅢⅣなど）

○事理を弁識する能力→欠く（成年被後見人）、著しく不十分（被保佐人）、不十分（被補助人）

○後見開始の審判→7条 ▽誰が請求可能か（保佐・補助開始の審判も同様）

○9条後段：日用品の購入その他日常生活に関する行為については取り消せない（被保佐人・被補助人も）

○13条1項は書き出しておくこと（2・3・5・6・7号が重要）

○補助開始の審判→17条第1項（同意権付与の審判）または876条の9第1項（代理権付与の審判）

○制限行為能力者の保護者の権限まとめ [2005-24] [2006-27] [2010-10] [2010-27] [2012-27] [2015-27]

	保護者	保護者の権限			
		同意権	追認権	取消権	代理権
未成年者	親権者	○	○	○	○
成年被後見人	成年後見人	×（注1）	○	○	○
被保佐人	保佐人	○	○	○	△（注2）
被補助人	補助人	△（注3）	△（注4）	△（注4）	△（注3）

（注1）成年被後見人には、同意に基づく適格な行為が期待できないから ←記述

（注2）代理権付与の審判（876条の4）はオプション ※本人の同意が必要

（注3）補助開始の審判は、同意権付与か代理権付与（もしくは双方）の審判と同時にされる。

※本人の同意が必要 ※同意が必要なものや代理できるものは13条1項の中からチョイス

（注4）同意権付与の審判がなされると追認権、取消権がついてくる。

○相手方の催告権（20条）

	催告の時期	催告の相手方	確答しなかった場合の効果
未成年者 成年被後見人	行為能力者となった後 ※	本人	追認擬制 （1項）
	制限行為能力者である 間	本人	法的効果なし
		法定代理人	単独で追認可能→ 追認擬制 （2項）
			後見監督人の同意を要する→ 取消擬制 （3項）
被保佐人 被補助人	行為能力者となった後	本人	追認擬制 （1項）
	制限行為能力者である 間	本人	取消擬制 （4項）
		保佐人・補助人	単独で追認可能→ 追認擬制 （2項）
			保佐・補助監督人の同意を要する→ 取消擬制 （3項）

※成年擬制を含む

★3項は特殊な場合なので、まずは1項、2項、4項の違いを押さえよう。

★催告した相手が単独で追認できるのに無返答→追認擬制（1項・2項）

単独で追認できない場合で無返答→取消擬制（3項・4項）

○制限行為能力者の詐術（21条）：本人のみならず保護者も取消し不可

□A（最判昭44.2.13）単なる黙秘は詐術にあたらない。しかし、他の言動と相まって、相手方を誤信させた場合、誤信を強めた場合は詐術にあたる。

【今日のチェックポイント】

□民法の三（四）大原則 □信義則の派生原則（2つ） □4種類の能力の名前と簡単な定義

□例外的に胎児が生まれたものとみなされる場合（3つ） □「みなす」と「推定する」の違い

□5条1項但書（単に権利を得、または義務を免れる行為）の例（2つ）

□未成年が婚姻すると成年とみなされることを何というか □未成年後見人などは複数、法人は可能か

□成年被後見人・被保佐人・被補助人の定義：事理を弁識する能力を（ ）＋（ ）開始の審判

□親権者、成年後見人、保佐人、補助人の権限（同意権、追認権、取消権、代理権の有無）

□本人の同意が必要な場合（2つ） □相手方の催告権（20条）：追認擬制、取消擬制になる場合

□制限行為能力者の詐術に当たらない場合、当たる場合

【今日の一般知識用語】（政治）

知る権利：知る権利は、聞く自由、読む自由、見る自由など、もともとは公権力から干渉を受けない自由権である。しかし、表現の自由は民主主義社会でその役割を十分果たすためには、公権力への情報公開を求める請求権としての側面ももつ。必要な情報を知らずして、民主主義は成り立たないからである。

【今日の問題】 （法学検定基礎 2013 年） （解答は次回）

成年被後見人以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 成年被後見人とは、精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるとして、家庭裁判所により後見開始の審判を受けた者をいう。
2. 成年被後見人は、いっさいの法律行為について、行為能力を制限される。
3. 成年被後見人は、成年後見人の同意を得れば、確定的に有効な法律行為を自らすることができる。
4. 成年被後見人は、事理を弁識する能力を回復することにより、行為能力者となる。

前回（憲法第8回）の解答：2